

措置公表年月日
 当初 平成22年5月25日
 最終 平成24年7月6日

平成19年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置
 【特定のテーマ：道退職者の在籍する団体に対する補助事業】

改善を要する事項	講じた措置
<p>監査の結果 第2章 各監査内容 各団体共通 【提案事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道に対する人材紹介要請書において、具体的かつ詳細な人材要請理由を明らかにさせること。特に、道退職者である必要性について具体的に記載させること。 ・団体が道退職者の紹介を要請する場合、道は団体に対して、人材紹介要請書に道退職者でなければならない理由を個別具体的に記載するよう指導すること。 ・再就職に関わる手続きを周知・徹底すること。 ・再就職に関わる規定を遵守すること。 	<p>提案事項として指摘された事項について、適切に対応が図られるよう、監査の対象となった17団体（知事部局）を含め再就職要綱の対象団体全てに対し、文書等（平成20年4月15日付け人事第155号）により周知・徹底を図りました。</p> <p>また、再就職要綱に定める給与水準を一部上回っていた団体については、平成19年度内に基準を遵守した給与額に速やかに是正しました。</p>
<p>一 社団法人北海道私立幼稚園協会 (二) 事業（北海道私立幼稚園協会育成事業）について 【改善事項】 本事業の目的を整理、明確化した上で、効果測定指標を定めること。</p>	<p>本事業の目的については、平成20年度交付決定から、「社団法人北海道私立幼稚園協会の退職資金給付事業に助成することにより、私立幼稚園教職員の退職金の安定的な確保を図る。」に見直し、整理、明確化を図りました。これに伴い、補助事業名についても、平成21年度から「私立幼稚園教職員退職手当給付事業」に変更しました。</p> <p>効果測定指標については、退職金の安定的な確保という本事業の目的やその性格から、平成21年度事業より「退職金手当資金給付事業特別会計の残高」とし、補助事業の現地調査により当該事項を把握するとともに、公認会計士の意見など外部監査の結果を含め、総合的な観点から、当該団体の財務の健全性や補助事業の効果等について検証することとしました。</p> <p>当該補助事業は、地方財政計画上、「私立学校教職員退職金社団補助」として 36 / 1,000の財源措置あり</p>
<p>二 道庁西ビル管理組合 (二) 事業（道庁西ビル維持管理負担金及び道庁別館西棟広場等管理負担金）について (1) 管理組合運営費について 【改善事項】 事務局職員として道退職者以外の人材を採用した場合のコストについて検討すること。 管理組合業務の一部を不動産管理会社等に委託した場合のコストについて検討すること。</p>	<p>平成21年度当初予算要求において、管理組合の事務局職員として道退職者以外の人材を採用した場合のコストに係る検討につきましては、道と管理組合において、管理組合の諸規定と国が公表している統計資料などにより、人件費の比較検討を行い、そ</p>

	<p>の結果に基づき、引き続き現行の採用方針によることとしました。</p> <p>管理組合業務の一部を不動産管理会社等に委託した場合のコストについての検討につきましては、道と管理会社において、これまでの設備管理業務ごとに委託する場合と管理会社に業務を一括して委託する場合について、市場調査を行うなど経費の比較検討を行い、平成21年度より管理会社に一括して委託することとしました。</p>
<p>四 財団法人北海道女性協会 (二)事業(男女平等参画社会づくり推進費(北海道女性協会補助金))について</p> <p>(3) 女性大学の今後 【改善事項】 今後、女性大学を継続する場合には、その目的を再確認した上で、それに適合する事業内容を再検討すること。また、適切な効果測定方法を設定すること。</p>	<p>女性大学は、男女平等参画社会の実現に向けた意識の革新を進めるための施策として、全ての女性を対象に「教養」や「知識」を高め、女性の地位向上を図ることが目的であることを再確認した上で、事業内容を再検討し、平成22年度から、次により対応を行うこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで参加の少なかった若い世代に対しては、事業を広報するため、募集用ポスターを札幌近郊の30大学等に送付し、参加を呼びかけるなど、広報活動を強化しました。 講座内容については、男女平等参画の視点から、それまでの一般文化教養的な内容を見直し、近年注目されている「ワーク・ライフ・バランス」及び「女性のための法律」という2つのテーマを新たに設けました。 効果測定については、より有効な方法を目指し、女性大学を受講することにより、受講者の男女平等参画に関する意識がどのように変化するかを把握するため、受講の前後2回のアンケート調査を実施することとしました。 また、効果測定のアンケートに合わせ、講座内容についても意見をいただき、受講者のニーズの把握に努めていくこととしました。
<p>(4) ボランティアビューローについて 【改善事項】 ボランティアビューローについては、現状の活動内容が事業目的に適合するものかどうかの検証を行い、適合していないとすれば、廃止等も含め、抜本的な検討を行うこと。</p>	<p>ボランティアビューローについては、改善事項に基づいて事業内容の検証を行った結果、事業目的と適合していないと判断し、平成21年度から補助対象外事業としました。</p>
<p>(5) 現地調査等について 【改善事項】 今後は、主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成19年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>五 北海道交通安全指導員連絡協議会</p>	

<p>(二)事業（交通安全推進費補助金（交通安全指導促進事業費補助金））について</p> <p>(1) 目標・効果測定について 【改善事項】 北海道交通安全計画全体における本事業の位置づけを明確化し、事業目的を具体的かつ明確に定めること。これを前提に、適切な効果測定指標を検討・選定すること。</p>	<p>本事業については、平成23年7月に制定した「第9次北海道交通安全計画」において、「交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進」として位置づけるとともに、補助金を交付する事業の目的について、次のように具体化し、民間団体等の交通安全に対する主体的活動の推進を図ることとしました。</p> <p><変更前> 道民の交通安全意識の高揚を図るため、歩行者等の交通指導、その他交通安全運動を実践している交通安全指導員の全道組織である北海道安全指導員連絡協議会に対し予算の範囲内で補助する。</p> <p><変更後> 歩行者等の交通事故防止及び道民の交通安全意識の高揚を図るため、歩行者等の交通指導などを行う交通安全指導員の全道組織である北海道交通安全指導員連絡協議会が実施する被服等整備、研修会に対し予算の範囲内で補助する。</p> <p>なお、効果測定指標については、本事業が歩行者等の交通事故防止に重点を置きつつも、道民全体の交通安全意識の高揚も目標にしていること 国や他府県の交通安全計画においても歩行者及び自転車利用者の交通事故死者数を指標としていないことから、引き続き、全体の交通事故死亡者数を指標として使用することとします。</p>
<p>(2) 被服整備助成金について 【改善事項】 被服整備事業を継続実施する場合は、効率化を徹底すること。</p>	<p>団体において市町村と協議するなどし、対象となる制服や防寒衣等について、市況価格などをもとに、統一的な基準価格を設定しました。</p> <p>また、対象となる事業として下記項目を新たに設定し、どのような場合に被服を整備するのかについて明らかとしました。これらについて、平成20年度に団体の「助成金交付要綱」を改正し、当該年度の事業から対応を図っております。</p> <p>対象となる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に指導員を任命した場合 ・整備された被服等が摩耗や破損などにより更新が必要な場合
<p>(3) 人件費の事業費化について 【改善事項】 人件費を団体運営に関する部分と事業実施に関する部分とに区分した上で、団体運営に関する部分を管理費として計上させ、当該金額を補助対象外とすること。</p>	<p>本事業については、平成21年度から事務局長に係る人件費のうち、総会・理事会の開催及び準備事務については管理費として計上し、補助対象経費から除外し団体の自主財源で負担しております。</p>
<p>六 北海道青少年団体連絡協議会 (二)事業（青少年社会参加促進事業費）について</p> <p>(8)事業執行の方法 【改善事項】</p>	

事業の必要性の根拠となる社会的事実を具体的に検証した上で、事業の目的を具体的に定めること。当該目的の達成に必要な事業内容を検討すること。

本事業については、監査意見を踏まえ、平成20年に「青少年感動塾事業に係る運用指針」を策定し、事業目的等の明確化を図ったところですが、平成20年度の関係団体の統合に伴い、21年度からは「青年活動元気プロジェクト」に改編し、実施しています。

改編に当たっては、監査意見を踏まえ、次のとおり改善を行いました。

社会的事実の検証

本事業の必要性の根拠となる現在の青少年の憂慮すべき状況を検証した結果、身体や人間性の醸成に係る次の問題を再確認しました（道内市町村調査結果）。

- ・身体状況
 - ・子どもの体力低下（全国平均より男女（小中学生）とも下回っている）
- ・人間性の醸成
 - ・直接体験の減少（自然体験は、10年前に比べ減少している。特に、小中学生で、「キャンプをしたことがある」は、
H10 61% H21 44%、
「昆虫採取をしたことがある」は、
H10 81% H21 59%）
- ・青少年団体組織の弱体化（「道内の主な青少年団体の会員数」は、
H10 80,720人 H21 58,818人）

事業目的の設定

上記の状況を問題としてとらえ、これらを解決するため、地域活動のリーダーを育てつつ、地域を活性化する契機とするための青少年団体の組織力強化を目的として明確化し、地域の青年を対象とした、子どもの健全育成、環境の保全、コミュニティの再生を重点とした社会参加活動を支援することとしました。

事業内容の検証

上記目的の達成に向け、より実効性を確保するため、青少年活動を行う団体からのプレゼンテーションにより事業内容を個別に検証し、活動状況（目的の明確性や組織力等）に応じて傾斜助成する方法に改善しました。

(9) 人件費の事業費化について

【改善事項】

人件費を団体運営に関する部分と事業実施に関する部分とに区分した上で、団体運営に関する部分を、管理費として計上させ、当該金額を補助対象外とすること。

本団体は平成20年度に財団法人北海道青少年育成協会と統合したことから、当該年度より協会事業として実施しているところです。これに伴い協会事業全体について、人件費のうち団体事業計画の策定や総会・理事会の開催、その他庶務等に係る事務などについては管理費として計上し、当該経費については補助対象経費から除外し団体の自主財源で負担しております。

(10) その他の運営費について

【改善事項】

人件費以外にも、事業費として計上された費用について、団体運営に関する部分と事業実施に関する部分とに区分した上で、団体運営に関

本団体は平成20年度に財団法人北海道青少年育成協会と統合したことから、当該年度より協会事業として実施しているところです。これに伴い協会事

<p>する部分を、管理費として計上させ、当該金額を補助対象外とすること。</p>	<p>業全体について、人件費と併せて事務費についても、団体事業計画の策定や総会・理事会の開催、その他庶務等に係る事務などについては管理費として計上し、当該経費を補助対象経費から除外し団体の自主財源で負担しております。</p>
<p>七 社団法人北海道衛生団体連合会 (二)事業（衛生活動推進事業（地区衛生組織活動等事業））について</p> <p>(1) 【改善事項】 本事業の目的を明確にして、事業内容を再検討すること。</p>	<p>本事業の目的については、平成20年度事業の実施から次のとおり見直し、明確なものとしました。</p> <p>変更前 保健予防及び環境衛生に関する知識の普及を図り、地区衛生組織を健全に育成し、公衆衛生について自主的な実践活動を活発ならしめ、もって健康的で文化的な道民生活の建設に寄与する</p> <p>変更後 道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりや快適な生活環境づくりに資するため、各地域における健康づくり等実践活動及び環境衛生活動の事例発表や講演等を行う公衆衛生大会の開催及び研修等を実施し、地区衛生組織指導者の育成等により地域活動の活発化を推進するとともに、一般住民等に対し健康的な生活環境づくりや健康づくりに関する知識の普及啓発を図る</p> <p>この事業目的の見直しを踏まえ、事業内容について再検討を行い、当該知識の普及に必要な各地域における大会の開催等や、地区衛生組織の育成に必要な研修会等に係る事業に対して補助することとし、団体主催の表彰事業については補助対象外としました。</p>
<p>(2) 【改善事項】 今後は、専務理事（事務局長兼任）の人件費を団体運営と事業実施に関する部分とに区分した上で、団体運営に関する部分については、管理費として計上し補助対象外とすること。</p>	<p>団体における事業費について、団体事業計画の策定や総会・理事会の開催、その他庶務等に係る事務などについては管理費として計上し、当該経費を補助対象経費から除外し団体の自主財源で負担しております。</p>
<p>(3) 【改善事項】 今後は、現地調査等を行うこと。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度以降、毎年度、厳格かつ適正に現地調査を実施することとしました。</p>
<p>八 財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会 (二)事業について (二．一)肢体不自由児者福祉推進事業について</p> <p>(1) 【改善事項】 本事業の目的を明確にして、事業内容を再検討</p>	<p>本事業の目的については、平成21年度事業の実施</p>

<p>すること。</p>	<p>から、「肢体不自由児者の自立と社会参加の促進に寄与し、その生活の安定と福祉の向上を図るため」を「肢体不自由児者の自立と社会参加を促進し、その生活の安定と福祉の向上を図るため、肢体不自由児者自立・社会参加推進活動及び肢体不自由児施設職員研修活動を実施するほか、肢体不自由児者福祉活動の周知・啓発及び情報交換等の活動を行う」に見直し、事業内容も明確なものとしました。</p> <p>この事業目的の見直しを踏まえ、研修会・相談活動等や、周知・啓発活動、情報交換活動を補助対象とし、団体の維持・運営的要素の事務局長の人件費を補助対象外としました。</p>
<p>(2) 【改善事項】 今後は、常務理事（事務局長兼任）の人件費を団体運営に関する部分と事業実施に関する部分とに区分した上で、団体運営に関する部分については、管理費として計上し補助対象外とすること。</p>	<p>人件費につきましては、監査意見を踏まえ、団体運営と事業実施に関する部分とに区分したうえで、常務理事（団体役員）を兼務している事務局長については、業務の大部分が団体事業計画の策定や総会・理事会の開催など団体運営に係るものであることから補助対象外とし、業務の大部分が事業実施に係るものである事務職員については補助対象とする内容の見直しを平成21年度事業から実施しました。</p>
<p>(3) 【改善事項】 今後は、毎年度現地調査等を行うこと。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度以降、毎年度、厳格かつ適正に現地調査を実施することとしました。</p>
<p>(二．二)障害児等自立支援研修事業について</p> <p>(1) 【改善事項】 効果測定の指標を設定し、その指標に基づき、事業の効果を測定すること。</p>	<p>平成20年度以降、次のとおり効果指標を設定するとともに、事業実施ごとに参加者数、成果や課題等を把握し、次年度の事業に反映しており、また、団体職員が事業に参加し、直接、参加者の意見を聴取することなどにより、事業の効果的な実施を図っている。</p> <p>肢体不自由児者の日常生活等に必要な能力の向上を図ること。 (指標：療育キャンプ参加者（保護者）からの評価（参加報告書）)</p> <p>肢体不自由児者に対する地域社会の理解を深めること。 (指標：療育キャンプ参加者数、ボランティア参加者数)</p>
<p>(2) 【改善事項】 実際に要する経費の実態に即して、予算要求を行うこと。</p>	<p>平成20年度から団体の収支予算において当該補助対象事業については、経理の明確化を図る観点から、「障害児者自立研修事業特別会計」として一般会計と区分し管理しております。これも踏まえ、平成21年度当初予算から、団体と調整を図った上で、事業の実態に即した積算内訳により要求を行い、予算措置しているところです。</p>

<p>(3) 【改善事項】 今後は、主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>九 社団法人北海道障がい者職親連合会 (二)事業について (二．一)知的障害者職場適応奉仕員設置事業 (1) 【改善事項】 効果測定の指標を設定し、その指標に基づき、事業の効果を測定すること。</p>	<p>平成19年度事業から効果測定指標として「奉仕員の活動状況」を設定しました。当該指標に基づき、事業の効果を測定してきましたが、その結果、通勤介助の希望者が減少するなど本事業の役割は終了したと考えられたことから、本事業は平成21年度をもって終了しました。 なお、今後、同種の事業を実施する場合は指摘事項を踏まえて対応します。</p>
<p>(二．二)知的障害者援護促進事業 (1) 【改善事項】 効果測定の指標を設定し、その指標に基づき、事業の効果を測定すること。</p>	<p>平成19年度事業効果測定指標として職親連合会における「就職者数」及び「定着率」を設定し、毎年度実施する現況調査により当該データを把握し、事業の効果を測定しております。その結果、経済状況の悪化が障害者の就労にも悪化を及ぼし雇用情勢が悪化する中、障害者を雇用する企業が増加するなどの効果も生じており、今後も、毎年度の効果測定結果に基づき、必要な見直しを図りながら事業を実施して参ります。</p>
<p>(二．三)両事業について (1) 【改善事項】 今後は、主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>十 社団法人北海道食品衛生協会 (二)事業（食品衛生強化対策事業）について (1) 【改善事項】 適切な効果測定の指標を設けた上で、本事業の効果を測定すること。</p>	<p>平成20年度事業から効果測定指標として、団体が実施する「食品衛生責任者実務講習会の受講率」を設定するとともに、講習受講者を対象にアンケート調査を実施するなどし、事業効果を測定しております。平成20年度以降、受講率は上昇しており、今後も毎年度の効果測定結果に基づき、必要な見直しを図りながら事業を実施して参ります。</p>

<p>(2) 【改善事項】 今後は、主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>十一 社団法人北海道身体障害者福祉協会 (二)事業について (二．一)身体障害者福祉総合推進事業について (1) 【改善事項】 本事業の目的を明確にして、事業内容を再検討すること。</p>	<p>本事業の目的については、平成21年度事業の実施から、「身体障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため」を「身体障害者の自立と社会参加を促進し、生活の安定と福祉の増進を図るため」に見直し、明確なものとなりました。 この事業目的の見直しを踏まえ、事業内容について再検討を行い、身体障害者の自立や社会参加を促進する研修会・企業訪問・相談活動等や、周知・啓発活動、情報交換活動を補助対象とし、団体の維持・運営的要素である事務局長の人件費を補助対象外としました。</p>
<p>(2) 【改善事項】 今後は、常務理事（事務局長兼任）の人件費を団体運営に関する部分と事業実施に関する部分とに区分した上で、団体運営に関する部分については管理費として計上し補助対象外とすること。</p>	<p>人件費につきましては、監査意見を踏まえ、団体運営と事業実施に関する部分とに区分したうえで、常務理事（団体役員）を兼務している事務局長については、業務の大部分が団体事業計画の策定や総会・理事会の開催など団体運営に係るものであることから補助対象外とし、業務の大部分が事業実施に係るものである事務職員については補助対象とする内容の見直しを平成21年度事業から実施しました。</p>
<p>(3) 【改善事項】 今後は、毎年度現地調査等を行うこと。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度以降、毎年度、厳格かつ適正に現地調査を実施することとしました。</p>
<p>(二．二)障害者社会参加推進センター運営事業について (1) 【改善事項】 主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>十二 財団法人北海道生活衛生営業指導センター (二)事業について (二．一)生活衛生営業指導事業（道単独事業）に</p>	

<p>ついて</p> <p>(1)</p> <p>【改善事項】</p> <p>本事業のうち、ホームページ等情報提供事業については、事業目的との関連性を明確にするよう検討すること。</p>	<p>平成20年度から「生活衛生関係の営業とは」の新規掲載や「衛生管理の自主点検」のコンテンツを強化するなどし、ホームページの内容を営業者の衛生水準の維持・向上と利用者・消費者の利益を養護する内容に改めました。</p> <p>なお、対象となった本事業（道単事業）については、平成20年度をもって廃止しましたが、今後同種の事業を実施する場合は指摘事項を踏まえて対応します。</p>
<p>(2)</p> <p>【改善事項】</p> <p>道単事業のうち、生衛IT活用推進事業の必要性を再検討すること。</p>	<p>生衛IT活用推進事業については、改善事項に基づいて内容を検討した結果、当該事業は平成20年度をもって終了し、平成21年度から業界で取り組む環境リサイクルの推進の観点から、新たに次の事業を実施することとしました。</p> <p>今後、効果測定指標を設定するなど、事業の効果を測定することにより、必要な見直しを行うこととし、一層の効果的な事業の実施を図って参ります。</p> <p>平成21年度からの事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的 原油高の影響等により深刻な影響を受けている生活衛生営業者の中でも、特に影響が著しいクリーニング業について、ハンガー等のリサイクルを推進する取組みに対し支援することにより、経営の維持・活性化を図り、衛生水準の確保ひいては利用者の利益の擁護を図ることを目的とする。 ・事業内容 クリーニング包装資材のリサイクルに関する調査 ハンガーの衛生状態に関する調査 上記に基づき、有効な手法を検討しリサイクルの推進に資する。
<p>(3)</p> <p>【改善事項】</p> <p>今後は、主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。</p> <p>このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(二・二)生活衛生営業指導事業（国庫補助事業）について</p> <p>(2)</p> <p>【改善事項】</p> <p>今後は、主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。</p> <p>このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>

<p>十三 財団法人北海道地域医療振興財団 (二)事業（地域医師確保対策事業及び総合医養成支援事業）について</p> <p>(1) 【改善事項】 短期研修事業の有効性について検討すること。</p>	<p>本事業は、当該団体の事業として、ドクターバンク事業と連動させながら過疎地に勤務予定の医師や現に過疎地に勤務する医師を対象に実施してきましたが、過疎地における厳しい勤務条件などから、監査指摘事項のとおり研修を希望する医師が少ない状況にありました。しかしながら、本道においては、医師の地域偏在など深刻な問題が生じていることなどから、道として、地域の医師確保を図る事業の一つとして不可欠な事業であると考え、平成21年度から道直営事業として、新たに出産や育児等を理由に離職した女性医師等を対象に加えるとともに、既に行っている常勤医師の学会出席、休暇取得などに対応する緊急臨時的な医師派遣を行う事業など、道の関連事業と連動させながら実施することとし、事業の効果的な展開を図っております。</p>
<p>(2) 【改善事項】 今後は、総務局長（事業局参事兼任）の人件費を団体運営に関する部分と事業実施に関する部分とに区分したうえで、団体運営に関する部分については、管理費として計上し補助対象外とすること。</p>	<p>本事業については、平成21年度から総務局長（兼事業局参事）に係る人件費のうち団体事業計画の策定や総会・理事会の開催、その他庶務等に係る事務など、団体運営に係る職務について補助対象経費から除外し、団体の自主財源で負担しております。</p>
<p>(3) 【改善事項】 今後は、主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成20年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>十四 社団法人北海道雇用開発協会 (二)事業（北海道雇用開発協会補助金事業）について</p> <p>(1) 【改善事項】 専務理事（事務局長兼任）の人件費を団体運営に関する部分と事業実施に関する部分とに区分した上で、団体運営に関する部分については管理費として計上し補助対象外とすること。</p>	<p>本事業については、平成21年度から専務理事（事務局長兼任）に係る人件費のうち団体事業計画の策定や総会・理事会の開催、その他庶務等に係る事務など、団体運営に係る職務のほか、国の受託事業に係る職務に関する経費について管理費として計上し、補助対象経費から除外し団体の自主財源で負担しております。</p>
<p>(2) 【改善事項】 より適切な効果測定指標を設定すること。</p>	<p>平成21年度事業から効果測定指標として、当該事業で実施している「合同企業説明会における就職者数」を設定し、事業効果を測定しております。今</p>

	<p>後も毎年度の効果測定結果に基づき、必要な見直しを図りながら事業を実施して参ります。</p>
<p>十五 北海道商店街振興組合連合会 (二)事業(商店街振興対策費補助金事業)について (1) 【改善事項】 運営費補助は行わないこと。</p>	<p>平成20年度に北海道商店街振興組合連合会については、専務理事(事務局長兼任)の役員報酬を補助対象外とするとともに、職員の人件費のうち団体事業計画の策定や総会・理事会の開催、その他庶務等に係る事務など団体運営に係る職務について管理費として計上し、補助対象経費から除外し団体の自主財源で負担しております。</p> <p>また、市商店街振興組合連合会に対する運営費補助については、平成20年度をもって全額を事業費補助に転換しました。</p>
<p>(2) 【改善事項】 主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 また、このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成19年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(3) 【改善事項】 より適切な効果測定指標を設定すること。</p>	<p>団体の基幹業務は、商店街振興組合の運営や街づくり、人材養成や後継者育成などに関する指導事業であり、その成果が商店街の衰退に歯止めをかけ、賑わいと活性化を促進していくことにつながるものであるとともに、施策評価における成果指標との整合性を勘案し、平成22年度事業から「一商店街当たりの空き店舗数」を指標として設定し、事業の効果測定することとしました。</p> <p>効果測定指標 1 商店街あたりの空き店舗数 = 商店街実態調査による空き店舗数 / 回答商店街組合数</p> <p>目標値 基準値：7.1件(H18) 目標値：7.1件(H28)</p>
<p>十六 社団法人北海道水産会 (二)事業について (二.一)水産業振興対策事業費補助金について (1) 【改善事項】 当該事業の目的を明確にすること。そのうえで、適切な効果測定指標を設定すること。</p>	<p>本事業の目的については、平成20年度交付決定から、「本道水産業の振興を図るために関係団体の意見の集約や調整、国などに対する要請活動や提言など基幹産業である水産業の発展を図るための水産政策の推進、国際漁業対策の推進、貝殻島区域昆布</p>

	<p>採取の協定、他産業団体との協調などの事業に対し、予算の範囲内で補助する。」に整理し明確化を図りました。</p> <p>効果測定指標については、対象事業である団体の事業区分毎に下記のとおりそれぞれ4つの指標を設定し、当該指標に基づき補助事業の効果を検証することとしました。</p> <p>水産政策の推進事業 ~ 漁業就業者一人当たりの漁業生産額</p> <p>国際漁業対策推進事業 ~ 対口漁業漁獲割量</p> <p>貝殻島区域昆布採取協定事業 ~ 貝殻島昆布漁業漁獲割当量</p> <p>他産業団体連絡協調事業 ~ 漁業就業者一人当たり漁業生産額</p>
<p>(二．二)北の海のめぐみ食育推進事業費補助金について</p> <p>(1)</p> <p>【改善事項】</p> <p>主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。</p> <p>また、このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成19年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(2)</p> <p>【改善事項】</p> <p>より適切な効果測定指標を設定すること。</p>	<p>本事業については、平成20年度をもって終了しましたが、今後、同種の事業を実施する場合は、指摘事項を踏まえて対応して参ります。</p>
<p>(二．三)海外漁場入出域等通報管理事業費補助金について</p> <p>(1)</p> <p>【改善事項】</p> <p>主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。</p> <p>また、このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成19年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(二．四)漁業就業促進事業費補助金について</p> <p>(1)</p> <p>【改善事項】</p> <p>主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。</p> <p>また、このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成19年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(2)</p> <p>【改善事項】</p> <p>より適切な効果測定指標を設定すること。</p>	<p>効果測定指標については、当該事業が漁業就業者の確保・育成に寄与したか直接的に把握するため、平成20年度施策評価における実施機関評価と併せて、「漁業就業支援センターを利用した求人成約数</p>

	<p>値」に設定し、当該指標に基づき補助事業の効果を検証することとしました。</p>
<p>十七 社団法人北海道造林協会 (二)事業について (二.一)林業労働力育成確保推進事業補助金について (1) 【改善事項】 主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 また、このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成19年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(2) 【改善事項】 当該研修をより多くの林業労働者が受講できるような実施方法を検討すること。</p>	<p>受講しやすい研修制度を確立するため、平成20年度に林業事業主アンケート調査を実施したほか、部内にワーキンググループを設置し検討を行い、その結果に基づき、団体と協議し平成22年度事業から次のとおり研修内容や実施方法を見直しました。</p> <p>窓口の一本化 研修実施主体が個別に行っていた照会案内業務や申込窓口を森林整備担い手センターに一元化 メニュー方式の採用 閑散期を活用して各コースを短期間に設定し、1コースから受講できるよう受講者の利便性を向上</p>
<p>(3) 【改善事項】 より適切な効果測定指標を設定すること。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成20年度から研修受講者や事業主への満足度調査を行い、「満足度」や「技術力の向上度合い」を効果測定指標として設定しました。</p> <p>効果測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足度（受講者アンケート） 5段階 現状値 3.6～4.8(H20) 3.1～4.0(H21) （目標値 すべての項目で4.0以上） ・レベルアップ（受講者アンケート） 3段階 現状値 2.2～2.8(H20) 2.0～2.6(H21) （目標値 すべての項目で2.5以上） ・受講の効果（事業主アンケート） 3段階 現状値 2.0～2.6(H20) 1.9～2.4(H21) （目標値 すべての項目で2.5以上） <p>この「基幹林業労働者研修」は、平成21年度をもってを廃止し、平成22年度に新たな研修制度（「林業担い手研修事業」）に改正したため、平成22年度に新たな研修事業の受講者への満足度調査等を行い、次のとおり、新制度による現状値の整理を行いました。</p> <p>新制度による現状値 受講者平均満足度(H22) 満足度を1（低い）～5（高い）で評価 造林保育調査コース：4.1</p>

	<p>調査・間伐設計コース：3.9 "（地方開催）：4.7 素材生産Aコース：4.1 素材生産Bコース：4.3</p> <p>しかし、「基幹林業労働者研修」の後継事業に当たる「林業担い手研修（一般研修）」については、平成23年度から国で実施する研修と内容が重複することから休止することとしました。今後、事業を再開した場合などには、これらの目標値を設定していきます。</p>
<p>(二．二)森林作業員就業条件整備事業補助金について</p> <p>(1)</p> <p>【改善事項】 主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 また、このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成19年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(2)</p> <p>【改善事項】 事業の有効性について再検討すること。</p>	<p>林業事業体や市町村を対象に調査を実施するなど、事業効果や有効性を検証した結果、林業労働者数は現状では微増傾向にあるが、労働力の不足が見込まれるため、更なる就労の長期化（通年化）が必要と考えました。また、福利厚生助成については、調査の結果、過半数の事業体が廃止しても支障がないとしており、加入の促進という目的は一定程度達成したものと判断しました。</p> <p>これらを踏まえ、平成22年度事業から次のとおり事業内容を一部見直した上で継続して実施することとしました。</p> <p>見直しの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労長期化対策 更なる就労の長期化を図るため、就労日数は区分の下限120日から140日に、上限230日を250日に引き上げ ・福利厚生向上対策 目的が概ね達成されたと判断し、助成を終了
<p>(二．三)林業担い手確保業務推進事業補助金について</p> <p>(1)</p> <p>【改善事項】</p> <p>各事業に付随する人件費及び事務費については各事業に振り分けること。</p>	<p>対象である団体において、事業毎に人件費及び事務費を経理上、区分し細事業の金額を把握することにより、費用対効果を検討するなど見直しを行いました。</p>
<p>(2)</p> <p>【改善事項】 主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。 また、このような体制で現地調査等を行う必</p>	<p>改善事項に基づいて、平成19年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>

<p>要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	
<p>(二．五)林業就業促進資金償還免除事業補助金について</p> <p>(1) 【改善事項】 主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。また、このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>改善事項に基づいて、平成19年度事業から主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(三)その他</p> <p>【改善事項】 再度、改善の状況を確認すること。</p>	<p>平成20年6月に開催した団体理事会において団体の規則を改正し、副会長の決裁権限を明確としました。</p>
<p>一九 北海道高等学校体育連盟</p> <p>4 監査結果</p> <p>(二)事業について</p> <p>(2)現地調査等について</p> <p>【改善事項】 今後は、主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。このような体制で現地調査等を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>学校スポーツ振興事業費に係る現地調査については、平成20年度から、担当主査を含めた複数の者により北海道高等学校体育連盟に対し現地調査を行うこととしました。</p>
<p>二十 北海道文化財保護協会</p> <p>4 監査結果</p> <p>(一)再就職について</p> <p>【提案事項】 文化財保護協会が道退職者の紹介を要請する場合、道は文化財保護協会に対して、人材紹介要請書に道退職者でなければならない理由を個別具体的に記載するよう指導すること。</p>	<p>「北海道教育庁等職員の再就職に関する取扱要綱」の遵守等の徹底を図るよう改めて通知するとともに、道退職者でなければならない理由について、人材紹介要請書に個別具体的に記載するよう指導しました。</p>
<p>(二)事業について</p> <p>(1) 【改善事項】 本事業の目的を明確にして、事業内容を再検討すること。</p>	<p>本事業の目的について、「文化財は我が国及び地域の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、これらかけがえのない遺産を保存・保護、次世代へ伝承していくため、国や地域の文化財に関する情報提供、道内の人々に文化財に対する理解を深め保護意識を高めるための学習活動等、貴重な歴史遺産である文化財の保存と活用に向けた活動・取組を積極的に行うことを目的とする。」と目的の明確化を図りました。</p> <p>また、目的に対する活動の成果をさらに上げるための、活動内容について、次のように改善を加えました。</p> <p>「文化情報」、「北海道の文化」の発行について、これまで会員のみ限定していた配布を平成20年度からは、道内公共機関及び学校など</p>

	<p>多くの人々に情報を伝えていけるよう伝達先の拡充を図りました。</p> <p>子どもたちに地元の歴史遺産を正しく伝え、郷土愛を育むことを目的として実施している「子どもの文化財愛護活動推進事業」について平成20年度からは従来の室内学習形態から、化石採取、土器の拓本制作等、主に実践形式で行うよう学習形態を切り替え、子どもたちの記憶に残る学習となるよう、事業内容も改善を図りました。</p>
<p>(2)</p> <p>【改善事項】</p> <p>今後は、専務理事（事務局長兼務）の人件費を団体運営に関する部分については管理費として計上し補助対象外とすること。</p>	<p>専務理事（事務局長兼務）の人件費の団体運営に関する部分については平成20年度より管理費として計上し補助対象外としました。</p>
<p>(3)</p> <p>【改善事項】</p> <p>今後は、主査以上の職位を含めた複数の者による体制で現地調査等を行うこと。このような体制で現地調査を行う必要がないと判断した場合は、当該判断を下した理由を記録化すること。</p>	<p>平成20年度より現地調査等を行う際には、主査以上の職位の者を含めた複数の体制で行うこととしました。</p>
<p>包括外部監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>1 再就職者の在籍する団体への補助事業の評価について</p> <p>道退職者の在籍する特定の団体に対する補助事業については、適切な効果の検証方法が確立されているか、又、終期が定められているかを、全庁的に、早期に調査、確認した上で、なされていないものについては適切な効果測定の方法や終期を定めるなど適切な措置を講ずる必要があると考える。</p> <p>又、これらの補助事業についての、必要性、有効性等の判断は、外部の第三者の十分な検討、評価を受けるなどして、客観性、透明性を保つ仕組みを構築する必要があると考える。</p> <p>尚、第三者による検討、評価に関しては、定量的な判断評価になじまない事業について、客観性を担保するという観点からも有益であることも一言しておく。</p>	<p>団体への補助事業については、再就職者の在籍する団体に限らず、事務事業評価において緊急性、必要性、事業効果の点検を行っております。</p> <p>また、平成21年度は関与団体に対する補助金について、事務事業評価との連携を図り、点検結果のフォローアップを図ることとしております。</p> <p>なお、点検評価結果については、外部有識者で構成する北海道政策評価委員会に諮問し、第三者の視点で検討を踏まえた上で決定することとしております。</p>
<p>2 再就職要綱の運用について</p> <p>補助金を受けている団体からの再就職要綱に基づく要請書には、道退職者を必要とす理由を具体的に明記すべく運用し、要請理由を含めて議会に報告するなど、透明性を確保すべきである。</p>	<p>道議会の決算特別委員会に提出している「職員の再就職についての調査」の様式の中に、「人材紹介要請の有無」及び「人材紹介要請の理由」という新たな項目を設けることにより透明性の確保を図りました（平成20年度決算特別委員会提出資料より様式の改正を実施）。</p>